

答申第56号  
令和7年3月28日

高崎市長 様

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会  
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年12月8日付け第250-1号で諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：253号 令和5年3月17日付け（第349-3号）「行政文書部分公開決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第253号

答申番号：答申第56号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市長が行った行政文書部分公開決定で非公開とされた項目のうち、随意契約された保留地の価格及び評価算定については開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和5年2月24日に高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、別表に記載の旨の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、令和5年3月17日付第349-3号において、行政文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、別表に記載の決定理由を付して請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件各処分を不服として、実施機関に対し、令和5年6月13日付けで審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和5年10月4日付で弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和5年10月31日付で反論書を提出した。

### 第3 当事者の主張

#### 1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね別表の項番1の(す)欄に記載のとおり主張している。

なお、審査請求書においては、「群馬県警察との協議に関する内容、個人、法人との交渉内容高崎市内部での審議検討協議内容について非公開とした処分、及び平成23年12月28日付文書番号272-3号の添付書類「随意契約理由書」記載を非公開にした処分」の取り消しを求めているが、続く反論書において当該事案の保留地価格の公開においても言及している。

#### 2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和6年11月7日の当審査会における説明において、おおむね別表の項番1の(せ)欄に記載のとおり主張している。

### 第4 審査会の判断

#### 1 土地区画整理事業について

土地区画整理事業は、公共施設や道路等が未整備である一定の区域において、地権者からその権利に応じ少しずつ土地を提供してもらい、道路や公園等の公共用地に充てるほか、その一部を保留地として売却し、事業資金に充てるものであり、公共施設の整備改善や宅地の利用促進を図るため、土地の区画を整え健全な市街地の形成と宅地の供給に資するものである。

倉賀野駅北土地区画整理事業(以下「本件事業」という。)は、高崎市が施行者としてJR倉賀野駅の北側に位置する約17.5ヘクタールにおいて施行されているものであり、事業施行期間は平成7年11月から令和9年3月までを予定されているものである。

本件事業においては、施行費用に充てるため、換地に定めないで施行者が留保する土地である保留地を設定しており、保留地の処分は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)及び高崎市土地区画整理事業保留地処分規程(昭和54年11月14日制定。告示第97号。以下「処分規程」という。)の規定に基づき行われている。

#### 2 本件申立文書について

本件申立文書は、本件事業第●●街区の底地番、倉賀野町●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●、●●●●-●及び●●●●-●付近の●●●●氏が仮換地指定を受けた一体の土地の西側部分である仮換地番●●●●-●(申立人による表現として「交番施設建設予定地」という。)及び同●●●●街区●番保留地(申立人による表現として「当該地」)を対象地とした公開請求文書のうち、次のアからオである。

- ア 文書1は、倉賀野町交番の移転先予定地が本件事業●●街区から同●●街区の交番施設建設予定地に変更となる過程における群馬県と高崎市との調整会議、打ち合わせ等の顛末報告書等に類する文書及び県或いは●●氏から提示された要望、要請等を記録した類の文書である。
- イ 文書2は、高崎市が当該地を●●●氏に売り渡すことになった経緯を示す文書である。
- ウ 文書3は、当該地に係る売買契約書締結伺い決裁文書及び売買契約書の写しである。
- エ 文書4は、施行者高崎市が高崎市土地区画整理事業保留地処分規程第14条の規定に基づき●●氏に提出させた（様式第4号）の写しである。
- オ 文書6は、上記規則第3条（4）「特別な理由」として契約した過去の事例を示す文書である。

### 3 高崎市情報公開条例との該当性について

#### ア 文書1について

群馬県警察と高崎市との協議事項及び高崎市内部での審議検討協議内容については、確定していない事項であり、また、内部の協議等が公にされると率直な意見の交換や業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第4号に規定する「市の機関並びに・・・の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるものである。

ただし、当該土地区画整理事業の進捗などにより、公開の可能性を将来にわたり否定するものではない。

また、個人からの要望、要請については、個人の氏名、住所、個別的事情や財産の所有状況等が反映されているもので、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」である。

#### イ 文書2について

高崎市が当該地を個人へ売り渡すことになった経緯については、アと同じく個人の氏名、住所、個別的事情や財産の所有状況等が反映されているもので、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」である。

#### ウ 文書3について

当該地に係る売買契約書締結伺い決裁文書及び売買契約書については、契約者の氏名、住所等は、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の

個人を識別することができるもの」である。

ただし、保留地の契約金額については、高崎市の土地区画整理事業においては、どの処分方法においても、保留地の評価は抽選や契約に先立って決定されるものであり、処分価格の上昇を目的とする入札や競売方式をとっていないことから予定価格の公表による処分価格の下落を招くおそれはなく、価格変更されるものではない。このことから、当該保留地の処分価格については、処分方法や契約相手が別の者であっても、同じ基準のもとに評価、公開されるものであり、保留地処分規程第5条の規定をもって、抽選以外の場合には公表しないと断定されるものではないため、非公開とする具体的な理由はない。

エ 文書4について

施行者である高崎市が処分規程第14条の規定に基づき買受人に提出させた「様式第4号 保留地買受申請書」であり、個人の氏名、住所については条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」である。

なお、申請理由欄に個人を特定できる記述がある場合は、条例第7条第1号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」となる場合があるため、公開の判断に留意すべきである。

オ 文書6について

処分規程第3条(4)にある「特別な理由」として契約した過去の事例を示す文書について、処分規程第3条に定めるとおり、保留地の処分は原則として抽選とするものであり、例外として随意契約が規定されている。

本件請求の平成23年12月28付文書番号第272-3号の添付書類「随意契約理由書」については、個人の氏名、住所、個別の事情や財産状況等については、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」である。また、土地の買受としての用地交渉ではないものの事業計画に関わる地権者との交渉、折衝記録であるため、条例第7条第5号イ「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と解される。

#### 4 結論

したがって、本件各行政文書の一部を非公開とした本件処分の一部を取り消し、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の要望

申立人の主張する随意契約の違法性については、当審査会で審議するものではないが、高崎市情報公開条例第1条に規定する「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、・・・もって市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民参加による公正で開かれた市政の推進に資する」ために、より適切な行政文書の作成と保存について留意することを望むものである。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
令和5年12月8日	諮問
令和6年10月9日	実施機関説明、調査
令和6年11月7日	調査、審議
令和7年1月29日	調査、審議
令和7年3月12日	答申調整
令和7年3月28日	答申

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会委員

会 長	阿部 圭司
委 員	有賀 長規
委 員	猪岡 真也
委 員	本島 久仁倫
委 員	池田 貴明